

報告事項エ

令和８年度発達障がいと診断された幼児・児童・生徒の在籍者数等調査の結果について

令和８年度発達障がいと診断された幼児・児童・生徒の在籍者数等調査の結果について、別紙のとおり報告します。

令和８年１０月１６日

鳥取県教育委員会教育長 足 羽 英 樹

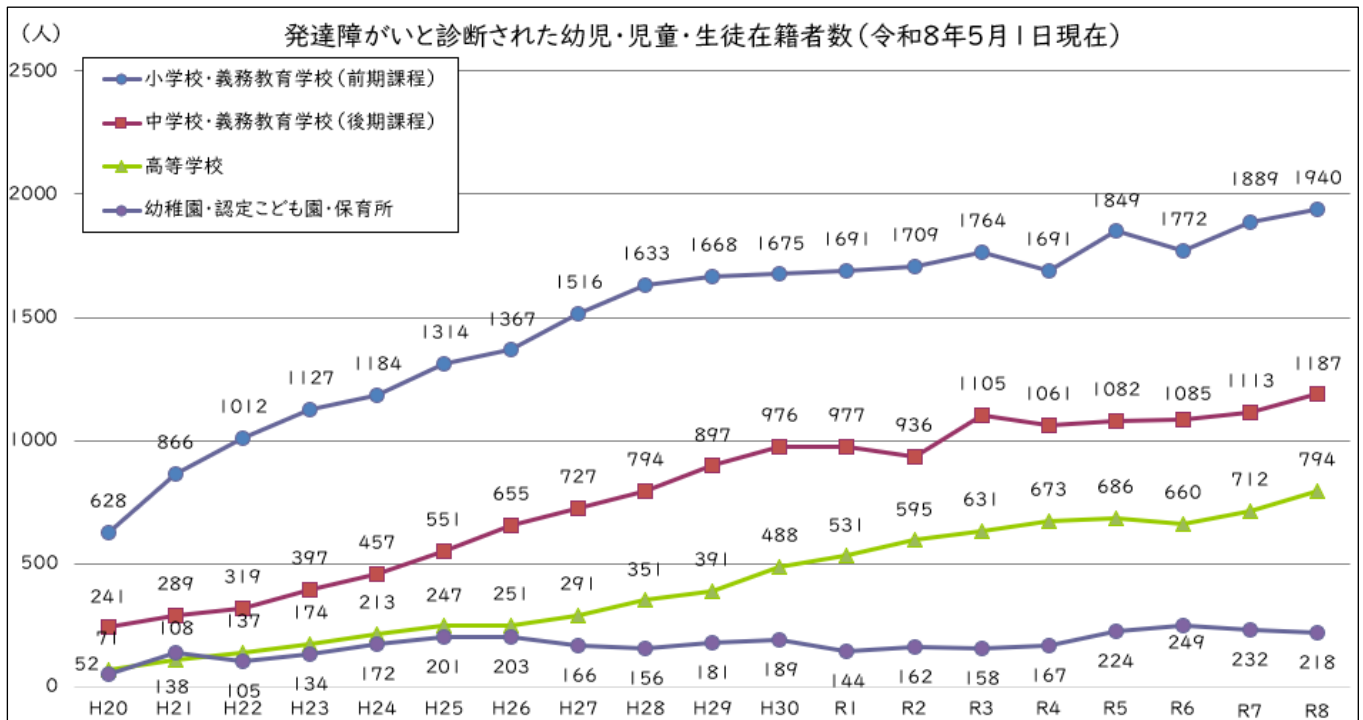
令和8年度発達障がいと診断された幼児・児童・生徒の在籍者数等調査の結果について

令和8年10月16日
特別支援教育課

<調査及び結果>

「発達障がいと診断された幼児・児童・生徒の在籍者数等調査」(令和8年5月1日現在)

- ・調査日 令和8年7月24日から9月10日
- ・調査内容 県内の幼稚園・認定こども園・保育所、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校が把握している発達障がいと診断された幼児・児童・生徒在籍者数



※H20～R1の調査は9月1日時点

R2～R8の調査は5月1日時点

【全児童・生徒数に対する割合(令和8年5月1日現在)】

	全児童・生徒数 (人)	診断のある児童・生徒数 (人)	割合 (%)
全 体	53,576 (54,563)	3,921 (3,714)	7.3% (6.8%)
小学校・義務教育学校 (前期課程)	25,814 (26,658)	1,940 (1,889)	7.5% (7.1%)
中学校・義務教育学校 (後期課程)	14,168 (14,151)	1,187 (1,113)	8.4% (7.9%)
高等学校	13,594 (13,754)	794 (712)	5.8% (5.2%)

※下段()は令和7年度の数値

【発達障がいと診断された児童・生徒の教育の場について】

＜小学校・義務教育学校（前期課程）＞

（単位：人）

	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
診断のある児童数	1,764	1,691	1,849	1,772	1,889	1,940
通常の学級に在籍する児童	842 (47.7%)	714 (42.2%)	720 (38.9%)	647 (36.5%)	650 (34.4%)	654 (33.7%)
上記のうち通級による指導を受けている児童 ※割合の母数は通常の学級に在籍する児童数	206 (24.5%)	166 (23.2%)	156 (21.7%)	162 (25.0%)	139 (21.4%)	155 (23.7%)
特別支援学級に在籍する児童	922 (52.3%)	977 (57.8%)	1,129 (61.1%)	1,125 (63.5%)	1,239 (65.6%)	1,286 (66.3%)

（ ）は全体に占める割合

＜中学校・義務教育学校（後期課程）＞

（単位：人）

	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
診断のある生徒数	1,105	1,061	1,082	1,085	1,113	1,187
通常の学級に在籍する生徒	621 (56.2%)	585 (55.1%)	570 (52.7%)	577 (53.2%)	537 (48.2%)	538 (45.3%)
上記のうち通級による指導を受けている生徒 ※割合の母数は通常の学級に在籍する生徒数	82 (13.2%)	59 (10.1%)	76 (13.3%)	77 (13.3%)	77 (14.3%)	79 (14.7%)
特別支援学級に在籍する生徒	484 (43.8%)	476 (44.9%)	512 (47.3%)	508 (46.8%)	576 (51.8%)	649 (54.7%)

（ ）は全体に占める割合

＜考察＞

- ・各校種において、発達障がいと診断された児童生徒数の在籍者数は、昨年度と比較して増加傾向にある。小・中・義務教育学校において、通常の学級に在籍する発達障がいと診断された児童生徒数は横ばい傾向にあるとともに、通級による指導を受けている児童生徒数も横ばい傾向にある。一方、特別支援学級に在籍する発達障がいと診断された児童生徒数は増加している。
- ・通常の学級には、発達障がいと診断された児童生徒のほかに多様な実態の児童生徒が在籍していることから、管理職においては特別支援教育を学校経営方針の柱の一つとし、校内教職員の専門性向上や校内委員会等の組織体制づくりの充実を図る必要がある。また、全ての教職員においては特別支援教育に関する一定の知識・技能、発達障がいに関する知識・技能を習得することが一層必要である。特に通常の学級における指導・支援の充実が必要であり、多様な学び方の子どもたちの「わかる」「できる」を支える基盤を構築するために、「ユニバーサルデザインの視点を生かした指導・支援リーフレット No. 1（令和6年2月）」「同 No. 2（令和8年3月）」等を活用して、教室環境や人的環境の整備、授業づくりの工夫についてさらに理解啓発を行う必要がある。
- ・発達障がいの診断名だけに捉われることなく、児童生徒の一人一人の丁寧な実態把握を行い、本人の困りや思い・願い等を大切にしながら指導・支援を行うことが大切である。その際に、児童生徒の強みや得意なことを生かしていくことも大切であることを研修会やLD等専門員の相談活動等で機会を捉えて積極的に伝えていく必要がある。
- ・発達障がいのある幼児児童生徒への適切な指導や切れ目ない支援の充実のために、次のステージへの引継ぎを強化することが大切である。